

平成 29 年度 地域ケアプラザ事業報告書

■ 施設名

横浜市矢向地域ケアプラザ

■ 事業報告

1 全事業共通

(1) 地域の現状と課題について

地域の現状について

矢向地域ケアプラザの担当エリアは、区役所から遠く、鶴見川と川崎市に挟まれた地域です。鶴見川沿いから川崎市方面へかけては平坦な地形で、坂道はほとんどなく、高齢者や障がい者も歩きやすい地形ですが、地域の中央は横須賀線、東側には南武線や貨物専用の線路が南北に走っていることから、踏切が10か所と非常に多いことが特徴です。また、南側には交通量の多い幹線道路（尻手黒川道路）が通っていることもあり、高齢者や障がい者の移動の妨げになっていて、地域ケア会議での課題としてもあげられています。

最寄り駅は矢向駅・尻手駅で、主たる交通手段はJR南武線や川崎市営バスのため、日常生活圏は川崎が中心となっています。

矢向一丁目や江ヶ崎町は、新築マンションや一戸建が多く建つ住宅地で、矢向一丁目の0歳～14歳の人口比率は18.3%、江ヶ崎町は22.3%と鶴見区の13.1%より高く、急激に若い世代が増えています。この10年間で人口が2.5倍となった地域もあります。一方で、高齢化率は矢向二丁目21.2%、三丁目20.6%、四丁目23.9%、五丁目21.6%、六丁目27.3%と、鶴見区の20.9%より高い地域もあります。（平成29年9月末現在）

地域の課題について

ア、多数の線路で地域が寸断されており、踏切はあるものの高齢者や障がい者にとっては地域の周遊性の支障になっています。

イ、矢向三～六丁目はお一人暮らしの高齢者が多く、孤独死の防止や見守りネットワークの構築が課題となっています。

ウ、両地区どちらにも、子育て、高齢者、障がい者など幅広い層への支援が必要であるとともに、住民同士のつながりやお互いの顔が見える関係づくりが求められています。また、矢向一丁目、江ヶ崎町地域では、新・旧住民の交流の希薄さが大きな課題となっています。

エ、当ケアプラザは担当エリアの北の端に位置しており、矢向一丁目や二丁目、江ヶ崎町などはケアプラザから遠く、交通アクセスも悪い状況です。また当ケアプラザ周辺の徒歩圏内にお住いの高齢者の方でも、多数の踏切や幹線道路を越えることができず、当ケアプラザから足が遠のきがちです。

上記のような地域状況から、地域の課題解決に向けて平成 29 年度は町内会館などでの出張相談や老人クラブ等への出前講座を実施し、相談や情報提供の機会を確保しました。その他、矢向あいねっとでは地区フォーラムを開催し「あいねっと」の取組みを広く住民に周知しました。その他、町内会や民生委員児童委員協議会等、既存の団体と協働して、地域における様々なネットワークの構築に努めました。また、特別避難場所として災害に対する備えを充実させることもケアプラザの重要な取組の一つであるため、応急備蓄物資の数量や保管状態の確認を行い、災害時に有効に機能するための体制づくりに努めました。また、特別避難所の役割を広く地域住民に周知するために、地域の総合防災訓練や地域行事等に参加し、広報しました。

(2) 相談（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

ア、どんな些細なことでも気軽に相談していただけるよう、「身近な相談者」であることを、機会があるごとに広報しています。今年度は各町の老人クラブの集まりに参加した際にケアプラザの相談機能について周知しました。また、ケアプラザに来ることが難しい人でも気軽に相談ができるよう、町内会館等をお借りした出張相談を 4 ヶ所で実施しました。

イ、介護サービスの最新情報はもちろん、地域のインフォーマルサービスの情報を収集、ファイルに整理して、必要時に情報提供ができるようにしています。また、高齢者に限らず、子育て・障がいの相談窓口として、支援を必要とする方に情報提供しています。“つるみままっぷ”など子育て関連の情報や、警察・消防からのパンフレット等を受付けカウンターや、ウォーキングポイントのリーダー横に配置し、来館者が気軽に情報収集できるようにしました。今後も継続していきます。

ウ、ご相談の内容に応じて、医療機関や、子育て、障害等の専門機関と連携し、支援しました。

(3) 各事業の連携

ア、定期的に 5 職種連携会議を開催して、地域の現状や課題等の情報共有を行い、課題の解決方法を検討します。ボランティア育成事業、あいねっとの推進、地域ケア会議などにおいて、5 職種が協働して取り組みました。また、それぞれが担当する事業についても、意見交換を行い、5 職種それぞれの立場からの意見を活かし、協力して事業企画しました。地域ケア会議も 5 職種で協力し企画運営まで行い、あいねっとの推進会議等でのグループワークなども 5 職種それぞれがグループに入ってファシリテーターなどを行いました。地域活動・交流コーディネーターが不在の時期に行ったサマーフレンド事業は、包括職員やサブコーディネーターで協力して事業を行いました。また、他の会議や事業も所長や職員が代理出席しました。

イ、ケアプラザのすべての事業の計画書や報告書は、5 職種で回覧し、事業ごとにデータファイルにまとめ、5 職種がいつでも見られるようにし情報の共有を図りました。また、5 職種それぞれが参加した区内や法人内での会議の記録は、全員に回覧したうえで、1 つのファイルに整理し、情報を共有しました。区所長会での資料は直後に 5 職種に回覧し共有しました。

(4) 職員体制・育成、公正・中立性の確保

(1) 職員体制・育成について

ア、職員の確保には、身分保障や資格取得、給与の面などキャリアパスを明確にし、職員の努力と熱意に応える体制としました。業務状況に応じて、人員配置を基準以上にしています。必要に応じて新人には1, 3, 6か月の節目に面接をし中堅職員には、自分の仕事の将来像をともに考え面接で話を聴きます。優秀な職員には昇格ができるように昇格試験への勧誘をして将来の法人を支える人材育成をしました。

イ、専門職や経験者配置の工夫

各事業（地域包括支援センター、居宅介護支援・通所介護・地域活動交流事業）ごとに、地域の様々な相談や問い合わせ等に適切に対応できるように、一定の資格要件及び人員配置規準に従い、職員を配置しています。また法人でも年間の研修計画をたてて専門職性の鍛錬と中堅、主任などそのポジションで必要となる研修などを行いました。

(2) 公正・中立性の確保について

ア、利用者、事業者を問わず、公正・中立性を確保するための取組を行っています。利用者にはエリア内の全ての事業者から自ら選択をしていただけるように資料を揃えてわかりやすく説明をしました。事業者には、利用者の希望や事業者の特徴を考慮しつつも公正な依頼をしました。包括支援センターとしてはどこの事業所に何件どんな理由で依頼をしているか新規依頼表を作成し偏りが無いように自己チェックしています。

イ、事故、ヒヤリハットについてはそれぞれ報告書を作成し発生後即時所内職員、スタッフに周知し、今後の対策を決めて実施します。例えばFAXの誤送信防止策としては、必ず2人の目で番号を確認しチェック表に記入したり、書類の受け渡し間違い防止には、受取人のサインを必ずいただくなどチェックシートを作成し利用しました。

(5) 地域福祉保健のネットワーク構築

ア、両地区のあいねっと（地域福祉保健計画）を通じて、地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働します。その中で生まれた「とっちーホルダー」や「あんしんカード」「黄色いリボン」の見直しやあらためて活用方法の周知を町内の防災訓練などで行い、緊急時や災害時における、地域の中での見守りネットワークの拡充を目指しました。

イ、「とっちーホルダー」や「あんしんカード」の活用により、警察署、消防署や医療機関等との連携を強化するとともに、緊急時に備えたネットワークの構築を行っています。またとっちーホルダーの情報更新を毎月のケアプラザだよりで広報して更新のためケアプラザにお客様が来所された折には確認しました。

ウ、江ヶ崎地区においては災害時における「救援協力者」の登録制度、地域住民や矢向中学校の生徒による「災害ボランティア」の受入れ体制を確立しています。防災訓練を通じて、それらの取組を支援することで、地域における防災ネットワークの構築を図っており、また今年度もペットを同伴しての避難訓練を実施しました。矢向地区では、あいねっとをさらに地域に広めようということで矢向小学校PTA主催の炊き出しの会にPRのためにあいねっと委員の方々と一緒に出向いたり、矢向あいねっと地区フォーラムを（あいねっと委員以外の地域の方を招いて総勢60人余りで）開催しました。このことで地域のネットワークの輪が広まりました。来年度も継続していく予定です。

エ、平成 26 年度に立ち上げた「川のまちエリア会議」では 3 年目を迎え「認知症 SOS ネットワーク模擬訓練」を汐田総合病院の室長を中心に企画実施しました。市場地区と矢向地区の町内の方がたにも参加していただき消防や警察の方にも来ていただき、声かけ訓練を行いました。地域の方たちが認知症の方への声かけ訓練を機会に相互の連携をより強化できました。

オ、乳幼児の子育て支援、児童養育の支援など、切れ目のない子育て支援ができるよう、地域の各団体や保育園、小学校等は常日頃連絡をとりあい、地域の課題等を話し合い、ネットワークの輪を確実に広めています。

(6) 区行政との協働

ア、常に区と密に連携し、対応に課題があるようなケースの情報はすぐに電話で連絡し、じっくり検討が必要なケースは月に一度の定期カンファレンスで課題を共有しました。

イ、区の地区担当職員とのカンファレンスや地域ケア会議を定期的を開催し（個別レベル 3 回、包括レベル 1 回）、そこで地域情報や課題を共有し、解決にむけての連携方法や支援体制について協議しました。

ウ、区の各担当と協働し、地域で活動する様々な子育て活動グループや、障がい関係団体を支援しました。世代間交流ということで元気づくりステーションのお年寄りと子育て支援事業に参加している若い母親と赤ちゃんとの交流の機会を 3 か所で設けて行いました。

エ、毎月 1 回行政、区社会福祉協議会、ケアプラザの職員によって開かれる「あいねっと」推進のための地区別支援チーム会議に所長および職員が出席し、情報・意見交換を行いました。矢向地区では「あいねっと」をもっと多くの人に知ってもらおうと新たに地区フォーラムを支援チームで企画し実施しました。

オ、区における自立支援協議会や、鶴見区高齢者虐待防止連絡会、包括 3 職種・地域交流等各連絡会に参加し、鶴見区内の情報交換やネットワークを活用しながら、課題の検討をして担当エリアでの支援に活かしました。所内でも各専門職会での報告や情報共有を 5 職種と所長で随時行いました。

2 地域活動交流事業

(1) 自主企画事業

ア、高齢者、障がい児・者、子育て支援など、それぞれの地域ニーズや特性に応じた企画を行い、幅広い階層の参加が得られるような自主事業を展開します。なお、実施にあたっては地域のボランティアグループ、ケアプラザ利用団体や学校・保育園などに協力を呼びかけました。

イ、「はじめてのヨガ」等、地域ニーズを反映した、地域からの企画を事業化し、参加状況にあわせて再募集、再周知を行い、今までケアプラザの利用のなかった世代やキャンセル待ちだった者も参加できるようにしました。

ウ、アンケート実施時に参加者の方々に改めて、それぞれの事業の目的やケアプラザの役割等を周知し、福祉保健の推進につながる事業を行いました。

エ、ボランティアや参加者とともに企画、運営できる事業を展開し、参加するボランティアの拡充を図り、今後のボランティア継続を促しました。

オ、ケアプラザの自主事業から発展し自主化した「歌声喫茶ふるさと」などの自主活動サークルが円滑に活動継続できるよう、主催者とともに改善点を洗い出し、検討し、変更時には協力しました。

カ、障がい児・者の余暇支援を考える会「ひまわりの会」等ケアプラザの後方支援団体が行う勉強会の講師調整、情報提供等を行い、継続的に活動できるように支援しました。また自主事業開催時にはボランティアとして協力を仰ぎ、お互いに支えあう関係を築いています。

キ、自主事業を通して捉えた地域の課題は、町内会、地区社会福祉協議会をはじめとする地域の諸機関や学校等の関係機関、および地域包括と共有し解決に向けて、協働しました。

ク、「木曜ヨガ」「金曜ヨガ」は夜間帯での開催を実施し、矢向駅に近いという地の利を生かして、これまでケアプラザをほとんど利用していない現役世代も取り込み、多世代の交流が実現できました。

ケ、前年度に行った事業参加者の地区別分布資料を参考に、包括と共同して、出前講座等の開催やケアプラザでの事業をお誘いしてよりケアプラザを身近に感じてもらいました。

(2) 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

ア、各登録団体の「地域のために何かしたい」という気持ちを真摯に受け止め、共に考え、デイサービスでのボランティアや自主事業でのボランティア等、具体的にボランティア活動に結び付けていくよう支援をしました。

イ、ケアプラザ主催の事業の中で、さまざまな企画やお手伝いをしていただける方を募集するとともに、個別に声をかけて、その方・その団体に合う、ボランティア活動の場を提供しました。

ウ、デイサービス部門と連携し、デイサービスにおけるボランティア活動として、また自主事業のイベントのメイン発表者として、日ごろの成果を発表できる場を提供しました。

エ、貸室の利用率が少ない夜間帯に、「木曜ヨガ」「金曜ヨガ」を企画し、若い世代や今まで利用がなかった方にも参加していただけるように利用の頻度の検討や変更のお知らせを工夫しました。

(3) ボランティアの育成及びコーディネート

ア、ボランティア個人・団体の登録があるなか活動が多く、内容也多岐にわたっています。子育て事業や障がい児・者団体事業(自主サークルも含む)等で必要なボランティアは計画的にお願いし、継続できるように支援し、信頼関係ができています。

イ、ボランティア募集に関しては、ウォーキングポイントリーダー周辺にチラシを置いたり、来所時に個別に声をかけるなど新たなボランティアの発掘に努めました。また、新たにボランティア希望で来所された方には、「できる時 できる範囲で 無理せずに」を合言葉に、登録まで細やかに特技や希望等を聞き取り、ケアプラザ、デイサービススタッフとも共有し、ボランティアを開始しても、常に声かけを行いボランティア活動が継続できるよう支援しました。

ウ、よこはまシニアポイントの周知を行い、ボランティア活動に興味を持ってもらえるように努めました。登録研修会は次年度に計画しています。

エ、外部からの学生ボランティア等は可能な限り受け入れました。受け入れの際は、事前に学校との連携を密に行い、事前学習や見学の時間等を設け、学生が充実した時間を過ごせるよう支援しました。年に1回ボランティア個人・団体の交流会は「ボランティア感謝会」として3月に実施して、日頃の労を労うと同時に、各団体の活動内容を紹介し情報交換の場としました。

オ、地域の事業所や地域からのボランティア依頼については、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターが相談窓口となり、矢向・江ヶ崎内で活動できる自主サークル団体リストを作成し、コーディネートしていききました。

カ、自主化している「ボランティアサークル マロニエ」の継続的活動のため、ケアプラザは引き続き後方支援として、月2回の定例会にコーディネーターが出席しました。定例会では、ボランティアからの意見等を聞き、課題がある場合は解決に向けて共に考え、次回以降の活動時には課題が解決できるように支援しました。また、ボランティアの高齢化に伴う様々な課題等、寄り添いつつ傾聴し相談等も適宜応じるよう努めました。

キ、ボランティア活動に関して、エリア内で補えない場合など鶴見区社会福祉協議会ボランティアセンターと連携しました。

(4) 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

(1) 情報収集

ア、協会で作成した地域アセスメントシートを用い、5職種や区の担当者とも協働しながら、地域情報を共有します。また必要に応じて、「矢向あいねっと推進委員会」や「江ヶ崎・あいねっと推進協議会」等でも情報を提供、共有しました。

イ、各職種の担当者会議や研修会などに積極的に参加し、福祉保健に関する様々な情報や地域の社会資源などについて、常に最新の情報を収集するよう努めました。

ウ、地域においては、各関係機関の会合や各団体の催し、サロンに参加するなど地域の方の声を積極的に聞き、情報収集を行いました。

(2) 情報提供

ア、ケアプラザを利用されている貸館利用登録団体の活動状況や福祉保健に関する様々な事業の情報は積極的に提供しました。また、通年の事業や特別プログラムは、その都度ポスターを作り、館内の見やすい場所に掲示し、他の自主事業等で周知しました。

イ、地域の方に向けた広報紙を毎月作成し、事業やボランティア団体に関する情報を発信しました。地域内で回覧し、同時に主な事業を紹介するポスターを、地域内全部の掲示板に毎月掲示しました。

ウ、ホームページを随時更新し、若い世代の方や、多忙な方などにも活用していただけるよう貸室の予約状況や広報紙など、多くの方に矢向地域ケアプラザの情報を提供しました。

エ、矢向地区のあいねっと活動に関する情報紙「アロー通信」を年間4回発行し、「矢向あいねっと推進委員会」の活動予定や報告等を行い、地域の方々に広く地域福祉保健計画を周知しました。また、「アロー通信」と同時に矢向地区社会福祉協議会が発行する「やこう news」の編集に毎月参加し、地域活動等の情報を収集しました。

オ、「とちのきっず」のメンバーと協働で子育て世代向けイベントの開催し、子育てに関する情報を提供する場としました。

カ、貸館利用登録団体の情報ファイルを随時更新し、最新の情報提供を行いました。

キ、貸館利用登録団体の活動を地域に周知するために、「体験会」や「発表会」や活動チラシの掲示等を行い、各団体の活動の周知、各団体への参加者の増加、団体間の親睦・交流を支援しました。

ク、広報紙等ではこはまウォーキングポイント事業を地域に周知し、リーダーの利用で来所の際に、様々な世代が地域の福祉保健情報を得られるようにしました。

3 生活支援体制整備事業

(1) 事業実施体制

ア、地域アセスメントシートは5職種がそれぞれの視点で記入し、その上で地域の課題解決に向けた取組を全員で検討しています。また、毎月実施する5職種会議や、所内会議において生活支援体制整備事業の進捗状況を共有しました。老人クラブの会合等、地域の集まりへは、包括保健師やデイサービス生活相談員も一緒に参加して、介護予防の体操等を行っています。

イ、第1層コーディネーターと適宜打合せを行い、地域の支援方針について検討し、計画的に取り組みました。特に、通所型サービスBの立上げ支援においては先方との調整等を連携して行いました。また、老人クラブにおける居場所・たまり場作りにおいては、区役所の地区担当保健師と居場所立上げ後の支援を行いました。

ウ、毎月開催される区内生活支援コーディネーターの連絡会にて、それぞれのエリアにおける事業の進捗状況を報告し、情報共有しました。その中で得た情報により、他エリアで行われているサロン活動の見学に行き、老人クラブにおける居場所・たまり場作りの参考にしました。

エ、横浜市福祉サービス協会（以下、協会）内20ケアプラザの生活支援コーディネーターが集まり、研修や情報交換等を行う専門職会議を年4回実施しました。平成29年度は幹事として会議の企画、運営等を行いました。

(2) 地域アセスメント（ニーズ・資源の把握・分析）

ア、老人クラブにおいては、各町別にアセスメントシートを作成し、それぞれの強みや課題等の把握に努めています。また、生活支援体制整備事業の地域支援記録を入力することで、町別の関わりを量的に見えるようにしました。今後、関わりの少ない地区へ重点的にアプローチしていきます。

イ、地域における住民主体の活動を「地域活動サービスリスト」にまとめるため、地区センター、コミュニティハウス等の地域の活動拠点とも連携し、情報収集を行いました。様式については区域で統一したものを作成中で、今年度中にケアマネジャー等へ配布できるようにする予定です。

ウ、「史季の郷」や老人クラブの活動支援を行う中で、ケアプラザ以外の場所で地域活動を行う住民とのつながりができ、そこから地域のニーズを把握することができました。今後、住民と連携し、お寺の信徒会館等、使用可能な社会資源の活用を進めていきます。

(3) 連携・協議の場

ア、配食ボランティア「キッチンほのぼの」の活動を活性化するため、配食の利用者を増やす取り組みについてメンバーと話し合い、チラシを作り直しました。老人クラブの集まりやケアプラザ事業等でPRした結果15名前後だった利用者が20名前後へ増えました。

イ、昨年度の地域ケア会議で取り上げた「大型マンションでの高齢者の見守り」について、会議に参加したマンション管理人とマンション内でのサロン立上げについて協議しました。今年度中に同じ課題を抱える近隣マンションの住民（民生委員）等との情報交換の場を設けます。

ウ、老人クラブでの居場所・たまり場作りについて、友愛の会長を中心に地区全体での取り組みについて協議しました。友愛活動員向けの勉強会として「認知症サポーター養成講座」や、他エリアの見学会を実施しました。

エ、通所型サービスBの立上げについて、汐田総合病院の職員等、関係者との話し合いの場を設け、活動の方向性について検討しています。

(4) より広域の地域課題の解決に向けた取組

川崎市幸区社会福祉協議会へ連絡、調整して、隣接する幸区塚越にある「塚越の陽だまり」の活動を見学しました。主体となって活動しているボランティアメンバーや、民生委員とお互いの地域の課題等を共有しました。今後、エリア内におけるサロンの立上げ等に活かしていきたいと思えます。

4 地域包括支援センター運営事業

(1) 総合相談支援業務

① 地域におけるネットワークの構築

ア、「とっちーホルダー」の登録（登録数674件：H30年1月時点）での事業に参加することを通じて、元気な時からケアプラザとつながりを持ち、必要時にスムーズな支援が開始できるようにしました。

イ、「とっちーホルダー」や「あんしんカード」の活用により、警察署、消防署や医療機関等とのネットワーク構築や連携を強化しました。

ウ、矢向、江ヶ崎両地区のあいねっとを通じて、地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働しました。今後も「あんしんカード」や「黄色いリボン」運動を推進し、地域の中でのネットワーク拡充をめざします。補助金を利用して両地区の（江ヶ崎1,300セット、矢向1,000セット）あんしんボトルの新たな購入配布の支援を致しました。

エ、エリア内の民生委員・ケアマネジャー等の連絡会を平成30年3月に開催しました。地域での見守りはどう効率よくやっていくかは地域全体の課題となっておりきちんとした組織をつくっていく大切さが理解できたと思えます。平成28年からの地域ケア会議で町会別の個別ケースを通し、地域の見守りについて見えてきたことの振り返りを連絡会で行い、共有をしました。また、汐田総合病院を中心に矢向、鶴見市場エリアの事業所で立ち上げた「川のまちエリア会議」では、今年度は認知症行方不明者への声かけ練習として「認知症SOSネットワーク模擬訓練」を実施しました。今後これを各地域で継続的にやっていけるのかが課題となっています。

オ、「つばさねっと」の後方支援や他ケアプラザ等との共催事業を通じて、区域での事業所とのネットワーク構築に努めました。

② 実態把握

ア、相談件数や相談内容について分析した結果、今年度は昨年度と比較し、身寄りのない方について民生委員や医療機関からの相談が増えており、成年後見制度についての説明をする機会が多かったです。その為、地域住民向けに成年後見制度の普及啓発の為の講座を企画し、2月開催予定となっています。

イ、介護サービス等の最新情報や、地域のインフォーマルサービスの情報を収集・整理し、適宜更新を行いました。

ウ、毎月開催している「介護なんでも相談室」等で講座を行う際にアンケートを実施し、講座内容の良かった点やわかりにくかった点、今後聞きたい内容について確認し、高齢者のニーズ把握に努めました。今年度は、限られた事業でのアンケート実施となり、ニーズ把握の範囲も限られた為、次年度は様々な事業で、アンケート実施の機会を作れるよう検討します。

エ、「とっちーホルダー」の更新時に生活状況を確認し、特に1人暮らしの方やサービスに繋がっていない方について提案出来ることがあれば、必要な情報提供を行いました。

オ、医療機関やケアマネジャーとのネットワークを通して情報収集を行い、地域のニーズ把握に努めました。主任ケアマネジャーが事業所を訪問したおりにケアマネジャーの話聞くことで課題把握に繋がりました。

③ 総合相談支援

ア、地域包括支援センターの機能について、地域の方々にとってイメージしやすく、親しみを感じていただけるよう「福祉総合相談窓口 とちのき」という呼称とし、高齢者のみならず、子育て世代や障がい者など様々な相談に対応しました。

イ、地域の集まりや行事へ積極的に参加し、「福祉総合相談窓口 とちのき」（地域包括支援センター）の相談機能や役割についての周知活動を行いました。

ウ、ケアプラザの広報紙において「福祉総合相談窓口 とちのき」（地域包括支援センター）の相談機能や役割について毎月継続的に掲載しました。

エ、近隣の薬局や診療所等に配布している、「福祉総合相談窓口 とちのき」（地域包括支援センター）のパンフレットについて、配布状況の確認を可能な限り（ケアプラザ周囲）行い、情報共有をしました。

オ、ケアプラザから遠い地域においては、元気づくりステーション等のサロンに包括職員が定期的に参加することで相談の機会を確保しました。また、元気作りステーションに合わせて、出張相談会を開催し、情報提供や個別相談に対応しました。

カ、高齢者からの相談に関しては、家族や地域の状況も踏まえ、3職種が連携し、迅速に課題解決に向けての支援を行いました。また、必要に応じてサービス事業者や医療機関、専門機関等へと繋がります。困難ケースの対応は区役所へ相談、連携して行いました。

キ、サービス導入が難しく支援が進まないケースなどはおおむね3ヶ月ごともしくは適宜、民生委員、区役所等と協力して電話や訪問による状況確認を行いながら継続的にフォローしました。

ク、毎月、介護者向けの相談会として「介護なんでも相談室」を開催し、気軽に参加しやすいように、より地域に身近な場所として町内会館等をお借りし、出張相談会を実施しました。また、介護者向けの講座も開催し、情報提供を行いました。

(2) 権利擁護業務

① 成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

ア、支援の必要な方やそのご家族などに対しては、区役所や社会福祉協議会、その他専門職と連携しながら成年後見制度や手続きの流れを説明しました。今年度は本人申し立てやご家族申し立てはなかったのですが、区長申し立てのケースでは、ケアマネジャー支援も兼ねて、ご本人と一緒に家庭裁判所へ面接同行しました。

イ、成年後見制度普及のため、コスモス成年後見サポートセンターへ講師を依頼し、地域の方向けに成年後見制度についての講座を開催しました。また、成年後見制度についての相談があった時には、必要に応じて専門職による無料相談会を活用し、ご紹介するなどして関係機関に繋げました。

ウ、医療機関や民生委員などから連絡をもらい、身寄りのない方の相談を受けることが増えた為、成年後見制度やあんしんセンターの利用などについて、訪問して制度の説明を行いました。

エ、消費者被害防止のため、警察署等にもご協力頂き、ケアプラザで行われている事業の際に、地域で起きている詐欺被害の現状について情報提供を行い、注意を呼びかけました。

② 高齢者虐待への対応

ア、医療機関、サービス事業所、民生委員児童委員協議会、地域の方々との関わりの中で、セルフネグレクトも含め、虐待になりうるケースがあれば早期に区と情報共有し、介護保険申請やサービス調整の支援を行いました。

イ、総合相談の際に不適切なケアや高齢者虐待が疑われる場合は、早期に区と情報共有し、事実確認に努め、早期に対応し、ケアマネジャーと同行訪問するなどして解決の為、支援を行いました。

ウ、介護者が孤立しないよう、毎月開催している「介護なんでも相談室」にて介護者向けの出張相談会や茶話会を定期的に開催し、日々の介護で感じているストレスや悩みを話し合い、制度やサービスに関する情報交換ができる場を提供しました。人数は少人数ではあるものの、その後のご相談に繋がったり、矢向ケアプラザで行っている事業等の情報提供が出来たりしている為、次年度も定期的開催を検討していきます。

エ、サービスを利用せず、家族のみで介護している世帯などには、介護なんでも相談室など、介護に関する情報提供を行える場所の紹介を積極的に行いました。

オ、区内の包括支援センター社会福祉士と協力し、サービス事業所向けに高齢者虐待の早期発見、予防に関する研修を開催しました。今回は訪問介護事業所、通所介護事業所等の職員へお声掛けをし、虐待への気付きやその後のケアマネジャーや包括との連携も含めて研修で伝えました。

カ、広報紙などを通じて、地域の方に向け、高齢者虐待防止のための啓発活動を行いました。また、気になることは些細なことでも気軽に「福祉総合相談窓口 とちのき」（地域包括支援センター）に相談していただけるよう、関係機関（民生委員、老人クラブ等）の会議に出席するなどし、呼びかけるよう心がけました。

③ 認知症

ア、地域の方々が認知症について理解を深め、地域で支えていけるよう、「認知症サポーター養成講座」を定期的に開催しました。矢向中学校の福祉学習の一環としても講座を開催し、子ども達にも地域の一人として認知症の理解を深めて頂けるよう呼びかけました。中学生向けに開催した直後に、そのご家族にも講座に来て頂けるよう地域住民向けにも矢向地域ケアプラザにて講座を開催しました。また、老人クラブの友愛活動委員の勉強会としても講座を開催し、認知症予防の指体操も取り入れ、認知症理解について呼びかけました。平成30年2月には新鶴見ホームと江ヶ崎地区社協と共催で、地域住民向けに認知症サポーター養成講座を開催します。その打ち合わせを行う際に、キャラバンメイト連絡会も兼ねて実施し、今年度の活動報告と情報交換をしました。

イ、気になる高齢者がいれば気軽に声をかけていただくよう、認知症への気づきの視点や、認知症の相談窓口が「福祉総合相談窓口 とちのき」（地域包括支援センター）であることを民生委員主催の一人暮らしの食事会や、ケアプラザ自主事業の参加者などで、地域交流コーディネーターから情報提供があれば個別で声かけし支援につなげるよう努めました。

ウ、「とっちーホルダー」については、スーパーから問い合わせがあり、とっちーホルダーを持った認知症の方の発見に繋がりました。民間にも浸透してきており、地域での見守りの一つとして、今後も更に周知をしていきます。

エ、エリア内における認知症カフェ（新鶴見ホーム、汐田総合病院）の開催を、介護者等に情報提供しました。新鶴見ホームで開催している認知症カフェには、打合せから参加し、隣接している駒岡地域ケアプラザとも協働して活動を支援しました。コグニサイズやスリーAについて情報提供をし、認知症カフェの中に取り入れて行いました。

（3）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

① 地域住民、関係機関等との連携推進支援

ア、地域のネットワーク構築のため、民生委員児童委員協議会の定例会や地域の行事、民生委員主催の一人暮らしの食事会、連合主催の敬老会など多職種で参加しました。一人暮らしの方に対してとっちーホルダーにつなげ見守りの強化となりました。買い物に行けない方に対しての配達してくれる場所の把握や具体的に生協の配達のパンフレットの配布などを行ったので次年度は表にして必要な方への配布できるように作成していくこととしました。個別ケースについては必要に応じて、民生委員・児童委員と個別に詳細にわたり対応の相談を受け情報共有をすることができました。

イ、民生委員・ケアマネジャー連絡会として3月に開催。独居は心配があるとの認識がありますが、忘れがちな日中独居の方に対しても支援の手が届くように情報を共有しながら地域の見守りにもつなげていけるようお互いの理解を深めました。

ウ、矢向・江ヶ崎両あいねっとで取り組んでいる「見守り活動」等の推進や「とっちーホルダー」の運用により、今年度も消防、救急からの問い合わせの他、地域のスーパー、量販店からの問い合わせもあり民間も含めた理解の浸透につながりました。さらに協力体制や地域見守り力のアップにつながってきています。今後さらに周知を広げていきます。

エ、地域内のインフォーマルサービスや介護保険情報を収集・整理し、誰でも閲覧できるようにしました。今後はさらに充実に努めていきます。

オ、地域の医療機関等を訪問し、「福祉総合相談窓口 とちのき」（地域包括支援センター）のパンフレットの設置依頼をしました。設置することで、医療機関等で相談ケースを発見時に、パンフレットを「福祉総合相談窓口 とちのき」（地域包括支援センター）に繋げるツールとして使用されました。

カ、「とちのき包括だより」は毎月度発行できておりケアマネジャー、事業所にとって地域と連携していくために必要なみまもりシステム情報を盛り込み発行することができました。

② 医療・介護の連携推進支援

ア、鶴見区医師会主催等によるケアマネジャーや専門職も加わった勉強会や支援団体であるつばさねっとの研修会に参加し情報共有を積極的に行なうことができました。

イ、MSW 等医療機関関係者や訪問看護事業者とケアマネジャーとの連絡会に参加しファシリテーターをさせて頂くことにより MSW が日頃ケアマネジャーに連絡しようかどうしようか悩む原因が関係性の薄さによるものが大きいことを把握し顔の見える関係性の構築の一つとなっています。さらに看護師の視点の大切さをみんなで学ぶことができました。今後も連携しやすい関係づくりを支援していきます。

ウ、区内包括と医療機関共催で作成した「医療機関一覧」の更新を行い、医療と介護の連携推進を支援しました。そのマスター更新のための連絡の機会は医療関係者とのちょっとした相談のきっかけとなるものがありました。（「この方のキーパーソンはあなたの方と聞いていますが、どうも話が合わない感じがすが」「理解度が悪く耳も遠いので聞こえるように書いたり補助手段をとること、ゆっくり平易に話すことで理解ができます」）

エ、「とちのき包括だより」を随時持参しエリア内の医療機関等を訪問し、役割の周知をすることができました。

オ、「川のまちエリア会議」で今年度は「SOSネットワーク訓練」を実際に行うことができ地域医療関係者と介護関係者との関係性や役割、また認知症への理解が深まりました。

③ ケアマネジャー支援

ア、居宅介護支援事業所・サービス事業所等連絡会を開催し、勉強会を通じ、介護保険制度の理解度の深まりとケアプランの再度の見直し、良いプランの作り方の勉強によりケアマネジャー等がより質の高い援助ができるよう支援しました。

イ、「とちのき包括だより」を毎月発行し、エリア居宅事業所全5か所は毎月訪問し実際に話をすることのより勉強会への促しや実際に直面している問題の解決方法をアドバイスすることができました。さらにエリア外ではありますが委託事業をお願いしている事業所を中心にさらに7～9事業所を訪問し同様に連携強化や支援につながりました。

ウ、「とちのき包括だより」をきっかけに定期的な事業所訪問によりケアマネジャーが相談しやすい関係づくりに努めることができました。個別相談やインフォーマルサービスの情報提供等も行いました。さらに困難ケースに関しての相談の機会を持ち新しい居宅介護事業所選択を行い連携の支援や同行を行い、家族との直接やり取りを含め支援しました。

エ、ケアマネジャーからの相談を随時受けるとともに、対応の難しい事例については直接家族との連絡をはじめ同行訪問し、行政機関を含めたカンファレンスの開催を働きかけ、チームでの支援体制を行いました。さらに最終的には入所まで調整できたケースもありました。

オ、区と区内地域包括支援センター合同で新任ケアマネジャー向けの研修を行い、個別の支援も継続して行いました。新人ケアマネジャーの実際のケアプラン作成のアドバイスや法令の知識向上のための研修アドバイス、また会話術のアドバイスをしました。

カ、スーパーバイザーを招いたクローズ型の事例検討会を年4回開催計画し、実施しました。援助者として意識して声をかけていく大切さが学べたと思います。ケアマネジャーのスキルアップやケアマネジャー同士のつながりの支援ができました。

キ、鶴見事業者連絡会「つばさねっと」へ参加し、企画や運営等についての助言を行い依頼講師のアドバイスや、会の活性化が図れるよう支援しました。

(4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

ア、汐田総合病院を中心に、隣接した矢向・江ヶ崎地区、鶴見市場地区の医療、福祉施設、介護サービス事業所、両地域包括支援センターで構成し、医療、福祉の現状をお互いに理解しつつ、より地域に根差した地域包括ケアシステムの構築を図れるよう支援しました。

イ、個別レベルの地域ケア会議を3回実施し回を積み重ねていく中で、「独居」に焦点を絞り地域の見守り力の違いがあっても地域で暮らしていくには何が必要かを中心に、他職種（民生委員・児童委員、地域住民関係者、郵便局、新聞店、ヤクルト、保健医療福祉関係者等）で、どうすれば見守ってもらえるのか、本人の帰する「見守られ力」も含め何が学べるかを話し合いました。また、地域ケア会議に出席した町会長が独居高齢者の情報把握という意味でも災害時要援護者支援事業の情報共有方式の必要性を感じ、取り組んでいただけることに繋がりました。

(5) 介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

ア、新制度の内容を踏まえ、ご本人はもちろんのご家族に自立支援のためのサービス利用であることをより丁寧説明するよう努めました。また、介護保険等の公的なサービスのみならず、元気づくりステーション事業やケアプラザ事業等の紹介を行うよう心がけました。地域のボランティアや民生委員・児童委員が協力した「食事会」等のインフォーマルサービスの紹介や活用には至らないことが多く、次年度、地域資源の発掘など関係機関との情報共有機会を持つよう努める必要があると考えます。

イ、委託する場合、また継続的に委託している場合において、ケアマネジャーに対しサービス担当者会議等で、自立支援の視点に基づいた適切なケアマネジメントができるような助言に努めました。

ウ、事業対象者になり得る方を事前にリストアップし、更新時委託先のケアマネジャーへ現状を確認し移行する意識づけに努めました。

エ、主任ケアマネジャーと連携し、包括エリア内での介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務（介護予防・日常生活支援総合事業）に関する勉強会等を検討しましたが、鶴見区内においてケアマネジャーの研修の機会が多いため負担となっており、サービス担当者会議等を利用して個別での対応に努めました。今後、機会を工夫してケアマネジャーが学べるように継続して支援していきます。

(6) 一般介護予防事業

一般介護予防事業

ア、介護予防事業では、介護予防（ロコモ予防・口腔機能向上・栄養改善・認知症予防）に関する講座を矢向・江ヶ崎町両地区3回コースで開催し、地域住民が介護予防の必要性を理解し、自発的に取り組むことができるよう普及啓発に努めました。

イ、広く地域住民向けに生活習慣病なども含め季節性の話題について、協力医に依頼し、毎月「とちのき地域版」にコーナーを設けコラムの掲載を依頼し、生活習慣病予防や介護予防につながるよう普及啓発に努めました。

ウ、地域の既存の関係団体やボランティアグループが継続的な活動ができるよう、毎月自主活動している3～4グループの活動に参加し、支援者や参加者に随時、相談に対応しました。また、継続できていることと、通いの場に継続することが介護予防につながることの周知活動に努めました。自主化したサークル（ノルディックウォーキング、男性中心）の活動の場に適宜出向き（参加し）参加者の介護予防への意識を持って活動できていることを伝えられるよう声かけに努めました。

エ、3か所立ち上がった元気づくりステーションは、ケアプラザが随時活動中に支援せずとも、自主的な活動が介護予防、仲間作り等につながっていることに各自が気づき活動するようになっていきます。今後は、口腔機能向上や栄養改善などの知識を情報提供し、参加者が周囲へ介護予防の大切さを普及できるような支援ができればと考えています。また、次年度に向け3ヶ所の元気づくりステーション取組について支援者同士の情報交換会が行える機会を設けるよう働きかけていく予定です。

オ、地域の行事など社会参加することが介護予防につながることを民生委員主催の「おひとり暮らしの食事会」への参加時などを利用して伝える機会としました。また、住民一人ひとりが、現在取り組んでいることは介護予防につながっていることを各事業で、包括の事業紹介を行う際や個別で世間話をする際など折に触れ伝える機会を設けるよう努めました。

カ、区役所の子ども家庭支援課と協働し、元気づくりステーションの場を活用して、子育て世代と世代間交流機会を昨年の2ヶ所から3ヶ所の元気づくりステーション設定し、2か所で実施しました。平成30年度は、3ヶ所の元気づくりステーションで実施できるよう再検討していく予定です。

5 その他

7 施設の適正な管理について

(1) 施設の維持管理について

ケアプラザは高齢者、障がい児・者、乳幼児等、心身の状態が弱い方も含めて、地域の様々な方が利用されます。そのため安全確保を最優先とするとともに、常に「地域の皆様が快適に安心して利用できるよう施設・設備の安全と清潔を確保すること」に最善の注意を払いました。

合築施設として館内他施設の管理者とも施設長会議等で協議し、地域の皆様に快適・安全に利用していただけるような施設・設備の保守管理に努めています。なお、定期点検は専門業者へ委託しました。

(1) 保守点検

設備総合巡視、空調設備、消防設備、エレベーター・自動ドア、機械警備、冷暖房機器、ボイラー、自家用電気工作物、自動制御盤等の保守点検を定期的に行いました。

(2) 施設清掃・整頓

施設の清掃については、日常的に行って清潔を保持していくとともに、空調のフィルター清掃等も定期的に行い、空気環境の清浄度を維持、向上に努めました。また、車椅子や杖歩行の方にも安全に利用していただくために、通路に物を置かない等、安全面に配慮しました。

(3) 衛生管理

建築物環境衛生管理、空気環境測定、簡易水質検査、害虫駆除等を定期的に行いました。特に調理室は、調理室専用の履物を用意するなど、衛生管理には今後も万全を期していきます。

また、館内入口や洗面所に手指消毒液を設置するなど感染症予防にも注意を払い、手洗い、うがいについて職員は徹底し、お客様に対しての呼びかけもポスター等で行いました。さらに感染症発生時にも職員が迅速、的確に対処できるよう研修や訓練、対応時に使用する物品の確認を行いました。

(4) 緑化の管理

地域の方々とともに、敷地内の花壇の手入れをするなど、緑化の推進に努めました。

(5) 改善・改修

定期点検や日常管理で発見された不備は、適切・迅速に対応し、利用されるお客様が安心して、また安全にご利用いただけるよう保守管理を行いました。建物の老朽化に伴う改修については、区と協議を行い適切に対応しました。

(2) 効率的な運営への取組について

(1) 組織的な取組

ア、指定管理の運営経費が軽減されるよう、組織的に取り組み、全スタッフへコスト意識を徹底させるとともに、市内中小企業への優先発注も踏まえつつ、建物管理・保守、清掃等の委託業者の選定、電子入札等を実施し、コストを可能な限り低額に抑えました。

イ、横浜市福祉サービス協会（以下、協会）が受託している他ケアプラザとの合同による車両リースの一括入札や、消耗品の共同購入などにより、経費節減を図りました。

ウ、超過勤務の適正管理を徹底することで、人件費の節減を図りました。

(2) 事務の効率化

ケアプラザの労務、経理等の事務処理に関しては、協会本部と業務や役割の分担を図りながら、事務の効率化に努めました。

(3) 苦情受付体制について

(1) 要望・苦情への対応

協会で「苦情解決規則」を定めており、これに基づきケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置しています。ご利用の皆様からのご意見、ご要望等に対しては、可能な限りその場で解決を図る等、迅速に対応しました。また、苦情があった場合には真摯に受け止め、原因・事実関係を明らかにし、対策を講じて再発防止に努めます。

(2) 第三者委員会の設置

公正・中立な立場から斡旋、調整を行う第三者委員を設置し、適切な苦情解決に向けての体制を整備しています。

(3) 「ご意見箱」の設置

ケアプラザでは「ご意見箱」をエントランス、プラザロビー、デイルームに設置し、いつでもどなたからでも（匿名でも）ご意見・ご要望などをお受けできるようにしました。

(4) 市・区への報告

必要に応じて、市や区へお客様からの要望やケアプラザが受けた苦情についての報告を行いました。

(4) 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

(1) マニュアル策定と訓練

ア、地震・火災等の災害時に速やかに対応できるよう、防災対応マニュアル・消防計画等を策定しています。さらに、地震等の大規模災害発生時にサービスが必要とするお客様に可能な限り迅速的確に対応するため、協会独自に全事業所の事業継続計画（BCP）を整備しました。地震・火災等の災害時に適切な対応ができるよう、職場訓練を随時実施しました。

イ、合築されている地区センター及び市営第二住宅と、年2回合同消防訓練を行いました。訓練時は日頃ケアプラザを利用される方や近隣住民の方にも適宜参加していただき、被災時に職員が適切な対応をとれるように努めています。さらに、実際に災害が起きた場合の協力体制や課題について検討しました。今後も、職員間で予め役割を取り決め、実際の災害発生時に対応できるよう実践的な訓練を行っていきます。

(2) 災害時の近隣との協力体制

各地域防災拠点、各自治会の防災訓練に参加し、職員と地域との連携・協力体制を整えました。また、協会では平成18年1月に横浜市と災害時相互援助協定を締結しており、災害ボランティアヘルパーとして援助可能なボランティアを有しており、今後も継続してまいります。

(3) 特別避難場所（福祉避難場所）の体制

ア、区と特別避難場所の協定を結んでいるため、応急備蓄物資の数量や保管状態の確認を行い、災害時に有効に機能するための体制づくりに努めました。協会独自にも物資の備蓄を行っており、災害発生時に備えています。特別避難所の役割を広く地域住民に周知するために、地域の総合防災訓練や地域行事等に参加し、広報しました。また、年に一度、鶴見区災害医療訓練に参加し（平成29年度は新鶴見ホームでの訓練を見学）区内医療機関や関係団体等とも協力し大規模災害に備えています。

イ、大規模災害等における地域の特別避難場所として迅速、的確に機能するよう協会では事業所ごとに事業継続計画（BCP）を作成し、災害時への備えを強化しています。また、災害応急備蓄物資についても計画的に整備しました。

(4) 日常点検と対応準備

ア、設備の法定点検や、チェック表とマニュアルによる日常点検を行うとともに、急病人発生時に適切な対応ができるよう、職員・スタッフを対象としたAED操作方法を含む「救急救命研修」「緊急時対応研修」を定期的実施しました。

イ、緊急事態となった場合には、消防・警察への通報等の緊急対応を行うとともに、区役所等の関係機関に連絡し、適切な対応を行いました。

ウ、日中は職員が定期的に巡回を行い、夜間は館内の安全を確認後、機械警備をしています。また、設備の保守点検や備品の管理を徹底し、ご利用いただく方の安全に努めました。

エ、地域ケアプラザ周辺の住民の防犯のため、地区センターと協力し、終電の時間までプラザ建物の周りの照明を点灯しました。

(5) 事故防止への取組について

(1) 事故発生時には再発防止に向け、迅速に状況分析や原因究明を行いました。

(2) 再発防止に向けた対策を検討し、改善等を実施するとともに、市・区・協会本部へ報告しました。

(3) 通所介護などのサービス提供においては、朝・夕のミーティングや全体会議で報告・共有し、職員全員に周知・徹底をしました。また、緊急時に適切な対応ができるよう、事例に基づく実践的な研修を行いました。

(4) ヒヤリハット発生時にも報告書を必ず作成し、全体で共有するとともに、協会ケアプラザ所長会等を通じて事故の事例検討を行いました。

(5) 通所介護事業、委託事業を問わず、事故やヒヤリハットがあった場合は、検証や事故防止の対策を行い、その情報を所内会議等で、全職員で共有しています。職員の危機管理意識を高め、同じことが起きないように周知徹底しました。

(6) 協会本部のサービス向上委員会で、事業所（介護事務所、老人ホーム等）でのヒヤリハット事例を検証して、事故発生防止に努めました。

(6) 個人情報保護の体制及び取組について

ケアプラザは、地域の様々な方が利用されており、個人情報を取り扱う機会が多くあるため、個人情報の取り扱いには具体的な取り扱いマニュアルを定め、全職員に徹底し、遵守するよう努めています。

(1) 個人情報保護規程の策定

協会では「個人情報保護規程」を定めています。各ケアプラザでは個人情報の管理に関する責任者と担当者を定め、管理体制と責任を明確にしました。

(2) 研修

ア、全職員に対し、年1回「個人情報の取り扱いについて」の研修を実施し、報告書を区に提出するほか、協会本部で実施する「個人情報保護・情報セキュリティ研修」を担当職員が受講し、職場で他職員への伝達研修を実施しました。

イ、自分自身の行動を振り返り、緊張感を持って個人情報を取り扱うことを徹底するために、個人情報取り扱いチェックを実施しました。

(3) 個人情報の取り扱い

ア、契約書、個人ファイル、電子媒体などは施錠できるロッカーなどで保管しています。業務上持ち出しが必要な場合には、紛失や漏えいのないよう最小限の情報のみとし、確認簿により個人情報の持ち出し、返却の管理をしました。

イ、個人情報の漏洩防止のため、郵便物の発送やFAX送信などの際には、チェックシートに記録し、複数の職員の目でダブルチェックを行っています。また、FAX送信の際は、氏名等にマスキングをして個人が特定できないようにしました。

ウ、広報紙等において、個人が特定できる写真や記事等を掲載する場合には、必ず書面と口頭で了解を得たうえで掲載しました。

エ、すべての事業において個人情報管理者を定め、責任体制を明確にしました。

(7) 情報公開への取組について

ケアプラザは、地域の皆様からの信頼の下に運営しています。そのため、協会がどのような団体であるか、組織や財務状況も含めどのように運営されているかを広く地域に周知することが重要と考えます。ホームページの公開や、パンフレット・チラシの配布を通し、地域の皆様に協会・ケアプラザを知って頂き、信頼を得られるように努めています。

(1) 情報公開規程の策定と実施

横浜市が制定する「情報公開条例」の趣旨に則り、協会は「情報公開規程」を定めています。また、情報開示に関する申し出があった場合は、個人情報保護に最大限配慮しつつ、積極的に情報開示に努めました。

(2) 情報提供

ア、協会の概要、サービス内容、財務状況（予算・決算等）、中期経営計画、事業計画、事業報告等については、ホームページにていつでも閲覧できるようにしています。また区にも必要書類を提出しており、その内容は区のホームページにも掲載されています。

イ、ケアプラザで行われている各事業に関する情報は、広報紙を毎月発行し、掲示板や回覧板で周知するとともに、民生委員児童委員協議会や、高齢者の食事会等の地域の行事でも配布し、広く地域の方々に情報提供しました。

(8) 人権啓発への取組について

(1) 人権啓発研修の実施

毎年、必須研修として所属する全ての職員（パートスタッフ含む）に対しての人権啓発研修を行い、意識を高めました。また、協会としても人権研修を行っており、参加者からの伝達研修を事業所で行いました。

(2) 日々の業務内での人権啓発

日々の業務内で自分が関わるお客様に対して、疾病や障がい等で差別をすることなく、人権意識をもって日頃から関係性を作ることを職員一同心がけました。

(9) 環境等への配慮及び取組について

(1) ヨコハマ3R夢【スリム】プラン（市が進める環境都市を目指した政策）の推進

省エネルギー対策、資源ゴミの徹底した分別収集に協力し、ゴミの減量化など良好な環境の維持に努めました。また、コピー用紙の裏面を使用する等、資源の有効利用にも努めました。

(2) 省エネルギー対策

電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めました。また、不要な照明を消灯する等、電力の節約も図りました。

(3) 目標管理

省エネ法改正によって、エネルギー使用量の保管が義務づけられており、今後、年間使用量の推移を見守りながら省エネルギーに努めます。

(4) 環境への配慮

ア、来館者や職員の健康に配慮し、敷地内全面禁煙に向けて注意喚起の文書を掲示する等、地区センターと協働して取り組みました。

イ、施設周辺の植栽管理を行い、緑化の推進に取り組みました。

【介護保険事業】

●指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業

《職員体制》

管理者	1名（常勤兼務）
保健師	1名（常勤兼務）
社会福祉士	1名（常勤専従）
主任ケアマネジャー	1名（常勤専従）
ケアマネジャー	1名（非常勤兼務）

《目標に対する成果等》

- (1) ケアプラン作成にあたっては、お客様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、お客様が継続して住み慣れた地域で在宅生活が送れるよう、また、ご本人らしく自立した日常生活を営むことができることを目指した内容になるよう心がけました。
- (2) 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、様々な事業者から、総合的に効率的に提供されるように、公正中立な立場に立ち、ケアプランを作成するとともに、サービス事業所等との連絡調整に努めました。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス事業者、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めました。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

介護予防支援については、原則としてご利用の負担はありません。
但し、償還払いの場合は区での手続きが必要となります。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- (1) ケアマネジャーが、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（介護予防・日常生活支援総合事業）業務に関して、困っていることや明確になっていないことなど勉強会等やサービス担当者会議などを開催するなかで支援できるよう努めました。
- (2) ケアマネジャーが、より質の高い援助ができるよう主任ケアマネジャーの協力を得ながら勉強会等を開催し、支援方法の検討や情報共有が行える場の提供に努めました。

《利用者実績》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
92	96	94	95	97	100
10月	11月	12月	1月	2月	3月
102	104	100	101	98	94

●居宅介護支援事業

《職員体制》

- 介護支援専門員 1名（常勤兼務）
2名（常勤専従）
1名（非常勤兼務）5月末で退職

《目標に対する成果等》

- （1）ケアプラン作成にあたっては、お客様の心身の状況、その置かれている環境に応じて、お客様が継続して住み慣れた地域で生活が送れるよう、また、ご本人らしく自立した日常生活を営むことができることを目指しました。
- （2）適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、様々な事業者から、総合的・効率的に提供されるように、公正中立な立場に立ち、ケアプランを作成するとともに、サービス事業所等との連絡調整を行いました。
- （3）事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス事業者、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めました。
- （4）緊急時、24時間連絡が可能な体制を確保しました。

《実費負担（交通費について）》

ケアマネジャーがご利用者宅にお伺いするのに必要な交通費については、お支払いいただく必要はありません。

ただし、事業所の通常の事業実施地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、ご利用者又はご家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨を文書に署名（記名）、押印を頂きます。

その上で以下の方法で実費を頂きます。

○公共交通機関を利用した場合

公共交通機関の運賃分を、作成した明細書等により請求します。

★上記の事例は今年度は、ありませんでした。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- （1）お客様が住み慣れた地域で安心して在宅生活が送れるように、またご本人が望まれる自立した日常生活を営むことができるように、地域とのつながりを大切にしたインフォーマルなサービスを含めたプランを作成しました。
- （2）川崎市に隣接した地域のため、横浜市及び川崎市内のサービス事業所、施設など幅広い情報を提供し、ケアプランに取り入れました。
- （3）医療関係機関の勉強会や研修会、交流会に積極的に参加して医療ニーズのあるケアプランのスキルアップに努めました。医療機関との連携を深め、安心して在宅生活が継続できるようにしました。
- （4）地域住民の交流の場に積極的に参加して、顔見知りの関係から必要な支援がスムーズにつながる体制をつくりました。

≪利用者実績≫

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
69	69	70	70	70	71
10月	11月	12月	1月	2月	3月
72	74	80	81	80	84

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 通所介護計画書等の作成 | (6) レクリエーション |
| (2) 機能訓練（日常動作訓練、生活機能向上） | (7) 生活相談（相談援助） |
| (3) 個別機能訓練 | (8) 健康状態の確認 |
| (4) 介護サービス | (9) 送迎 |
| (5) 食事 | (10) 入浴 |

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- | | | |
|---------------|---------|-----------|
| (1) | 1割負担の場合 | (2割負担の場合) |
| (要介護1) | 704円 | (1,407円) |
| (要介護2) | 831円 | (1,662円) |
| (要介護3) | 963円 | (1,926円) |
| (要介護4) | 1,095円 | (2,189円) |
| (要介護5) | 1,227円 | (2,453円) |
| 入浴介助加算 | 54円 | (108円) |
| サービス提供体制強化加算Ⅱ | 7円 | (13円) |
| 中重度ケア体制加算 | 49円 | (97円) |
| 介護職員処遇改善加算Ⅰ | | |

1ヵ月のご利用単位数の1000分の59に相当する料金が加算されます。

- | | |
|---------------------------|------|
| (2) 食費 | 700円 |
| (3) キャンセル料（食材料費及び調理費用相当分） | 500円 |

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 9:45 ~ 16:50

《職員体制》

- | | |
|---------|--------------------|
| 管理者 | 1名（常勤兼務1名） |
| 生活相談員 | 3名（常勤兼務3名） |
| 看護職員 | 7名（非常勤兼務7名） |
| 介護職員 | 27名（常勤兼務5名、非常勤22名） |
| 機能訓練指導員 | 7名（非常勤兼務7名） |
| 調理員 | 6名（非常勤兼務6名） |
| ドライバー | 6名（非常勤兼務6名） |

《目標に対する成果等》

- (1) お客様が継続して住み慣れた地域で在宅生活が送れるように、又ご家族の介護負担軽減を図るために、お客様お一人おひとりの心身の特性を踏まえて入浴、食事、排泄などの介護を行いました。また、レクリエーションや機能訓練等を通して心身の活性や現在の機能の維持向上を図り、ご本人らしく自立した日常生活が過ごせるように支援しました。
- (2) お客様の意思を尊重し、関係機関との連携を図り、お客様の心身の特性や持てる力に応じて通所介護計画書を作成しました。
- (3) 通所介護計画書を基に、要介護状態の軽減や悪化の防止に配慮して通所介護サービスを提供しました。
- (4) お客様が「笑顔で、通い続けたいと思えるデイサービス」を目指せるサービスの提供ができるよう、職員の資質向上を図り研修や業務体制を整備していきました。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- (1) デイサービスのご利用を迷っていらっしゃる方のため、いつでも見学できる状態にしました。今後も継続していきます。
- (2) 厨房スタッフが心を込めて調理した、温かい家庭料理を提供しました。
- (3) 地域のおやつボランティアさんによる、手作りおやつをお楽しみ頂きました。
- (4) 季節の行事を取り入れたレクリエーションやプラザ演芸で、楽しみながら介護予防につながる工夫をしました。
- (5) 地域にある保育園の園児の訪問や、小学生、中学生、高校生の訪問もあり異世代交流を楽しむ機会となっています。また、地域の演芸ボランティアさんの訪問も活発で、人と人とのふれあいの場としての交流も楽しんで頂きました。
- (6) 意欲を引き出すことを目的とした、趣味や特技を活かした少人数のグループ活動を行いました。
- (7) 体調や状態のわずかな変化にもすぐに対応できるように、日ごろからご家族や担当ケアマネジャーとの連絡を密にしました。
- (8) お客様やご家族のニーズにできる限り応えられるよう、振替や臨時利用にも柔軟に対応しました。

《利用者実績（延べ人数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
732	760	768	739	716	704
10月	11月	12月	1月	2月	3月
722	727	677	632	658	712

● 第1号通所事業

《提供するサービス内容》

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| (1) 介護予防通所介護計画書等の作成 | (6) 生活相談（相談援助等） |
| (2) 機能訓練（日常動作訓練、生活機能向上） | (7) 健康状態の確認 |
| (3) 介護サービス | (8) 送迎 |
| (4) 食事 | (9) 入浴 |
| (5) レクリエーション | |

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- | | | |
|---------------------------|------------------------------------|-----------|
| (1) | 1割負担の場合 | (2割負担の場合) |
| (要支援1・2 週1回程度) | 1,766円 | (3,531円) |
| (要支援2 週2回程度) | 3,621円 | (7,241円) |
| サービス提供体制強化加算Ⅱ | 1割負担の場合 | (2割負担の場合) |
| (要支援1・2 週1回程度) | 26円 | (52円) |
| (要支援2 週2回程度) | 52円 | (103円) |
| 介護職員処遇改善加算Ⅰ | 1ヵ月のご利用単位数の1000分の59に相当する料金が加算されます。 | |
| (2) 食費 | 700円 | |
| (3) キャンセル料（食材料費及び調理費用相当分） | 500円 | |

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 9:45~16:50

《職員体制》

管理者	1名（常勤兼務1名）
生活相談員	3名（常勤兼務3名）
看護職員	7名（非常勤兼務7名）
介護職員	27名（常勤兼務5名、非常勤22名）
機能訓練指導員	7名（非常勤兼務7名）
調理員	6名（非常勤兼務6名）
ドライバー	6名（非常勤兼務6名）

《目標に対する成果等》

- (1) お客様がいつまでも、住み慣れた地域で在宅生活を送れるように、又ご家族の介護負担軽減を図るために、お客様お一人おひとりの心身の特性を踏まえて入浴、食事、排泄などの介護を行いました。また、レクリエーションや交流、機能訓練を通して心身の活性や現在の機能の維持向上を図り、ご本人らしく自立した日常生活が過ごせるように支援しました。
- (2) お客様の意思を尊重し、関係機関との連携を図り、お客様の心身の特性や持てる力に応じて介護予防通所介護計画書を作成しました。
- (3) 介護予防通所介護計画書を基に、要支援状態の軽減や悪化の防止に配慮して、現在の機能が維持できるよう介護予防通所介護サービスを提供しました。
- (4) お客様にとって、現在の機能を維持し、「笑顔で、通い続けたいと思えるデイサービス」を目指せるサービスの提供ができるよう、職員の資質向上を図るための研修や業務体制を整備していきました。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- (1) デイサービスのご利用を迷っていらっしゃる方のため、いつでも見学ができる用意をしました。
- (2) 厨房スタッフが心を込めて調理した、温かい家庭料理を提供しました。
- (3) 地域のおやつボランティアさんによる、手作りおやつをお楽しみ頂きました。
- (4) 季節の行事を取り入れたレクリエーションやプラザ演芸で、楽しみながら介護予防につながる工夫をしました。
- (5) 地域にある保育園の園児の訪問や、小学生、中学生、高校生の訪問もあり異世代交流を楽しむ機会となっています。また、地域の演芸ボランティアさんの訪問も活発で、人と人とのふれあいの場としての交流も楽しんで頂きました。
- (6) 意欲を引き出すことを目的とした、趣味や特技を活かした少人数のグループ活動を行いました。
- (7) 体調や状態のわずかな変化にもすぐに対応できるよう、日ごろからご家族や担当ケアマネジャーとの連絡を密にしました。
- (8) お客様やご家族のニーズにできる限り応えられるよう、振替や臨時利用にも柔軟に対応しました。

《利用者実績（契約者数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
6	6	6	6	6	6
10月	11月	12月	1月	2月	3月
6	7	7	7	9	9

● 認知症対応型通所介護事業

《提供するサービス内容》

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| (1) 認知症対応型通所介護計画書等の作成 | (6) 生活相談（相談援助等） |
| (2) 機能訓練（日常動作訓練、生活機能向上） | (7) 健康状態の確認 |
| (3) 介護サービス | (8) 送迎 |
| (4) 食事 | (9) 入浴 |
| (5) レクリエーション | (10) 個別機能訓練 |

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- | | | |
|---------------|---------|-----------|
| (1) | 1割負担の場合 | (2割負担の場合) |
| (要介護1) | 1,072円 | (2,144円) |
| (要介護2) | 1,188円 | (2,376円) |
| (要介護3) | 1,305円 | (2,609円) |
| (要介護4) | 1,422円 | (2,844円) |
| (要介護5) | 1,539円 | (3,077円) |
| サービス提供体制強化加算Ⅱ | 7円 | (13円) |
| 入浴介助加算 | 55円 | (109円) |
| 個別機能訓練加算 | 30円 | (59円) |
| 介護職員処遇改善加算Ⅰ | | |

1ヵ月のご利用単位数の1000分の104に相当する料金が加算されます。

- | | |
|---------------------------|------|
| (2) 食費 | 700円 |
| (3) キャンセル料（食材料費及び調理費用相当分） | 500円 |

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 9:45 ~16:50

《職員体制》

- | | |
|---------|----------------------|
| 管理者 | 1名（常勤兼務1名） |
| 生活相談員 | 4名（常勤兼務4名） |
| 看護職員 | 7名（非常勤兼務7名） |
| 介護職員 | 18名（常勤兼務5名、非常勤兼務13名） |
| 機能訓練指導員 | 7名（非常勤兼務7名） |
| 調理員 | 6名（非常勤兼務6名） |
| ドライバー | 6名（非常勤兼務6名） |

《目標に対する成果等》

- (1) 認知症状態にあるお客様が可能な限り、住み慣れた地域で在宅生活を送れるように、ご家族などの身体的及び精神的負担の軽減を図るために、お客様お一人おひとりの心身の特性を踏まえて、入浴、食事、排泄などの介護を行いました。また、レクリエーションや交流、機能訓練を通して、心身の活性や現在の機能の維持向上を図り、ご本人らしく自立した日常生活が過ごせるように支援しました。
- (2) お客様の意思や人格を尊重し、関係機関との連携を図り、お客様の心身の特性や持てる力に応じて認知症対応型通所介護計画書を作成しました。
- (3) 認知症対応型通所介護計画書を基に、要介護状態の軽減や悪化の防止に配慮して、現在の機能が維持できるよう、認知症対応型通所介護サービスを提供しました。

(4) お客様にとって、現在の機能を維持し、「ご自分らしく楽しく過ごせ、意義あるデイサービス」という目標通りのサービスを提供できるよう、職員の資質向上を図るための研修や業務体制を整備していきました。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- (1) デイサービスのご利用を迷っていらっしゃる方のため、いつでも見学ができる用意をしました。
- (2) 厨房スタッフが心を込めて調理した、温かい家庭料理を提供しました。
- (3) 地域のおやつボランティアさんによる手作りおやつをお楽しみ頂きました。
- (4) 季節の行事を取り入れたレクリエーションやプラザ演芸で、楽しみながら介護予防につながる工夫をしました。
- (5) 手芸（編み物・裁縫等）、折り紙での作品作りが活発で、できた作品は町内会や地域のボランティアの方々にプレゼントし、とても好評でした。
- (6) 地域にある保育園の園児の訪問や、小学生、中学生、高校生の訪問もあり異世代交流を楽しむ機会となっています。また、地域の演芸ボランティアさんの訪問も多く、人と人とのふれあいの場としての交流も楽しんで頂きました。
- (7) 体調や状態のわずかな変化にもすぐに対応できるよう、日ごろからご家族や担当ケアマネジャーとの連絡を密にしました。
- (8) お客様やご家族のニーズにできる限り応えられるよう、振替や臨時利用にも柔軟に対応しました。

《利用者目標（述べ人数）》

【単位：人】

4	5月	6月	7月	8月	9月
171	187	186	179	184	181
10月	11月	12月	1月	2月	3月
187	191	183	162	145	182

平成29年度「横浜市矢向地域ケアプラザ」
収支予算書及び報告書(一般会計)〈地域活動〉

収入の部

(税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	14,908,500	912,105	13,996,395	13,996,395	0	横浜市より
利用料金収入			0		0	
指定管理料充当 事業	0		0	656,435	656,435	
自主事業収入			0		0	
雑入	0	0	0	81,874	81,874	
印刷代	0		0	6,825	6,825	PC一代収入
自動販売機手数料	0		0	70,645	70,645	
駐車場利用料金収入	0		0	0	0	
その他(指定管理料充当)	0		0	4,404	4,404	古紙売り払い収入
その他(施設使用料相当額 法人負担分)	3,587,500		3,587,500	3,587,500	0	
その他(提案時控除 法人負担分)	2,156,961		2,156,961	2,156,961	0	
収入合計	20,652,961	912,105	19,740,856	20,479,165	738,309	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	11,985,427	0	11,985,427	10,094,874	1,890,553	
本俸	9,601,111		9,601,111	7,670,244	1,930,867	
社会保険料	955,376		955,376	817,020	138,356	
手当計	1,155,600		1,155,600	1,385,173	229,573	
健康診断費	80,752		80,752	29,743	51,009	
勤労者福祉共済掛金	8,250		8,250	0	8,250	ハロモニオ
退職給付引当金繰入額	184,338		184,338	183,563	775	
その他	0		0	9,131	9,131	
事務費	1,130,000	0	1,130,000	1,251,421	121,421	
旅費	6,242		6,242	13,964	7,722	交通費
消耗品費	175,445		175,445	145,955	29,490	手指消毒液、茶葉、事務用品
会議購い費	0		0	0	0	
印刷製本費	159,203		159,203	124,423	34,780	PC一代
通信費	221,944		221,944	260,538	38,594	郵便・通信費用
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	
横浜市への支払分	0		0	0	0	
その他	0		0	0	0	
備品購入費	0		0	147,248	147,248	
図書購入費	0		0	0	0	
施設賠償責任保険	17,312		17,312	13,140	4,172	
職員等研修費	12,290		12,290	5,195	7,095	
振込手数料	44,264		44,264	44,256	8	
リース料	258,547		258,547	60,276	198,271	通信ネットフロアマット
手数料	0		0	0	0	
地域協力費	0		0	0	0	
その他	234,753		234,753	436,426	201,673	ガソリン・産業医・給与計算委託・システム保守
事業費	2,052,000	0	2,052,000	870,410	1,163,265	
運営協議会経費	42,000		42,000	23,675	18,325	予算:指定額
指定管理料充当 事業	2,010,000		2,010,000	846,735	1,163,265	
管理費	4,526,700	22,416	4,526,700	4,513,301	393,169	
建築物・建築設備点検	0		0	0	0	予算:指定額
光熱水費	2,213,858	0	2,213,858	2,571,212	357,354	
電気料金				0	0	
ガス料金				0	0	
水道料金				0	0	
清掃費	680,448		680,448	713,503	33,055	日常清掃・定期清掃
修繕費	474,000	22,416	496,416	492,701	3,715	予算:指定額
機械整備費	62,007		62,007	61,923	84	セコム
設備保全費	522,396	0	522,396	500,815	21,581	
空調衛生設備保守	259,414		259,414	259,414	0	
消防設備保守	35,090		35,090	35,090	0	
電気設備保守	92,675		92,675	91,975	700	
害虫駆除清掃保守	5,264		5,264	5,264	0	
駐車場設備保全費	0		0	0	0	
その他保全費	129,953		129,953	109,072	20,881	植栽管理・受水槽・レジオラ・冷水器・ルート回収経費負担
共益費	0		0	0	0	
その他	573,991		573,991	173,147	400,844	
公租公課	958,834	0	958,834	807,589	151,245	
事業所税			0		0	
消費税	958,834		958,834	807,589	151,245	
印紙税			0		0	
その他()			0		0	
事務経費 (計算根拠を説明欄に記載)	0	0	0	0	0	
本部分			0		0	
当該施設分			0		0	
二一ス対応費			0		0	
支出合計	20,652,961	22,416	20,652,961	17,537,595	3,476,811	
差引	0	934,521	912,105	2,941,570	4,215,120	

自主事業費収入	2,010,000		2,010,000	0	2,010,000	予算:指定管理料を含む
自主事業費支出	2,010,000		2,010,000	846,735	1,163,265	
自主事業収支	0	0	0	846,735	846,735	自主事業(指定管理料充当の自主事業)費
管理許可・目的外使用許可収入	0		0	70,645	70,645	駐車場利用料金・自動販売機手数料収入等法人収入
管理許可・目的外使用許可支出	0		0	0	0	使用料(横浜市への支払等)・駐車場設備保全費
管理許可・目的外使用許可収支	0		0	70,645	70,645	

**平成29年度「横浜市矢向地域ケアプラザ」
収支予算書及び報告書(特別会計)〈包括・介護予防・生活支援体制整備〉**

収入の部

(税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料 (包括)	23,787,000	378,992	23,408,008	23,408,008	0	横浜市より
指定管理料 (介護予防)	151,000		151,000	151,000	0	横浜市より
指定管理料 (生活支援)	5,789,000	386,972	5,402,028	5,402,028	0	横浜市より
利用料金収入			0		0	
指定管理料充当事業 (包括)	0		0	69,200	69,200	
指定管理料充当事業 (介護予防)	0		0	0	0	
指定管理料充当事業 (生活支援)	0		0	0	0	
自主事業収入			0		0	
雑入	0	0	0	9,170	9,170	
印刷代	0		0	0	0	
自動販売機手数料	0		0	0	0	
駐車場利用料金収入	0		0	0	0	
その他 (指定管理料充当)	0		0	9,170	9,170	
その他 (提案時控除 法人負担分)	1,525,593		1,525,593	1,525,593	0	
収入合計	31,252,593	765,964	30,486,629	30,564,999	78,370	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	27,476,293		476,293	25,893,944	1,582,349	
本俸	19,263,174		19,263,174	14,869,500	4,393,674	
社会保険料	3,272,123		3,272,123	3,447,898	175,775	
手当計	4,325,401		4,325,401	6,894,443	2,569,042	
健康診断費	51,493		51,493	35,034	16,459	
勤労者福祉共済掛金	27,751		27,751	0	27,751	ハマふれんど
退職給付引当金繰入額	536,351		536,351	617,438	81,087	
その他	0		0	29,631	29,631	
事務費	418,000		418,000	1,133,782	715,782	
旅費	50,912		50,912	27,132	23,780	交通費
消耗品費	59,109		59,109	99,746	40,637	手指消毒液、茶葉、事務用品
会議随費	0		0	0	0	
印刷製本費	69,708		69,708	148,151	78,443	コピー代
通信費	32,545		32,545	270,240	237,695	郵便・通信費用
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	
横浜市への支払分	0		0	0	0	
その他	0		0	0	0	
備品購入費	0		0	0	0	
図書購入費	0		0	0	0	
施設賠償責任保険	17,314		17,314	13,140	4,174	
職員等研修費	73,216		73,216	13,064	60,152	
振込手数料	44,268		44,268	44,256	12	
リース料	70,928		70,928	56,881	14,047	通信ソフト・フォーマット
手数料	0		0	0	0	
地域協力費	0		0	0	0	
その他	0		0	461,172	461,172	ガソリン・産業医・給与計算委託・システム保守
事業費	2,155,000	0	2,155,000	550,660	1,604,340	
協力医	630,000		630,000	252,000	378,000	予算:指定額
指定管理料充当自主事業 (包括)	1,065,000		1,065,000	98,021	966,979	
指定管理料充当事業 (介護予防)	151,000		151,000	158,482	7,482	予算:指定額
指定管理料充当自主事業 (生活支援)	309,000		309,000	42,157	266,843	予算:指定額
管理費	1,203,300	0	614,696	1,193,766	104,416	
建築物・建築設備点検	0		0	0	0	予算:指定額
光熱水費	588,604	0	0	683,486	0	
電気料金				0	0	
ガス料金				0	0	
水道料金				0	0	
清掃費	179,712		179,712	189,665	9,953	日常清掃・定期清掃
修繕費	126,000		126,000	125,008	992	予算:指定額
機械整備費	16,376		16,376	16,460	84	セコム
設備保全費	137,968	0	137,968	133,124	4,844	
空調衛生設備保守	68,958		68,958	68,958	0	
消防設備保守	9,327		9,327	9,327	0	
電気設備保守	23,744		23,744	24,449	705	
害虫駆除清掃保守	1,399		1,399	1,399	0	
駐車場設備保全費	0		0	0	0	
その他保全費	34,540		34,540	28,991	5,549	
共益費	0		0	0	0	
その他	154,640		154,640	46,023	108,617	植栽管理・受水槽・ルート回収経費負担等
公租公課	0	0	0	0	0	
事業所税				0	0	
消費税	0		0	0	0	
印紙税				0	0	
その他 ()				0	0	
事務経費 (計算根拠を説明欄に記)	0	0	0	0	0	
本部分				0	0	
当該施設分				0	0	
二一ス対応費				0	0	
支出合計	31,252,593	0	30,663,989	28,772,152	2,575,323	
差引	0	765,964	177,360	1,792,847	2,653,693	

自主事業費収入	1,525,000			69,200		予算:指定管理料を含む
自主事業費支出	1,525,000			298,660		
自主事業収支	0			229,460		⇒自主事業(指定管理料充当の自主事業)費

管理許可・目的外使用許可収入	0			0		駐車場利用料金・自動販売機手数料収入等法人
管理許可・目的外使用許可支出	0			0		使用料(横浜市への支払等)・駐車場設備保全費
管理許可・目的外使用許可収支	0			0		

平成 29年度 地域ケアプラザ収支報告書<介護保険事業分>

施設名: 横浜市矢向地域ケアプラザ

平成29年4月1日～平成30年3月31日

(単位: 千円)

	科目	介護予防支援	居宅介護支援	通所介護	予防通所介護・ 第1号通所介護	認知通所介護
		収入	介護保険収入	2534	14528	80125
	その他	3458	296	16476	1608	5070
	介護予防ケアマネジメント 費	3223				
	事業・負担金収入				1388	
	原案作成委託料(内部)	235				
	認定調査受託料		296			
	利用者負担金収入			10105		3470
	食費収入			5967	215	1489
	その他利用料収入			77	5	13
	その他			327		98
	収入合計(A)	5992	14824	96601	1608	31867
支出	人件費	200	14046	75378		21944
	事務費	146	1213	5520		2026
	事業費	1	33	11672		3023
	管理費	0	0	1081		360
	その他	4647	0	2950	1608	2895
	利用者負担軽減額					33
	消費税					
	介護予防プラン委託料	4647				
	本部繰入金			2950	1608	2862
その他						
	支出合計(B)	4994	15292	96601	1608	30248
	収支 (A) - (B)	998	-468	0	0	1619

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同様に記載をしてください。